

1 改正の理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）が令和6年5月31日に公布され、育児のための時間外勤務の制限に係る対象職員の範囲の拡大等がなされたことに伴い、本組合職員についても同様の措置を講じるため、所要の改正を行ったものである。

2 改正の概要

- (1) 育児のための時間外勤務の制限に係る対象職員の範囲を拡大
- (2) 仕事と介護の両立支援制度の利用に関する意向確認の措置等

3 他自治体の類似する政策等

構成市及び県内の消防業務を所管する自治体等においても、必要な措置が行われている。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）

6 条例制定による予算措置

なし

7 添付資料

新旧対照表